

令和8年度 学校施設等を活用した生涯スポーツ 推進のための先進モデル構築事業入札説明会

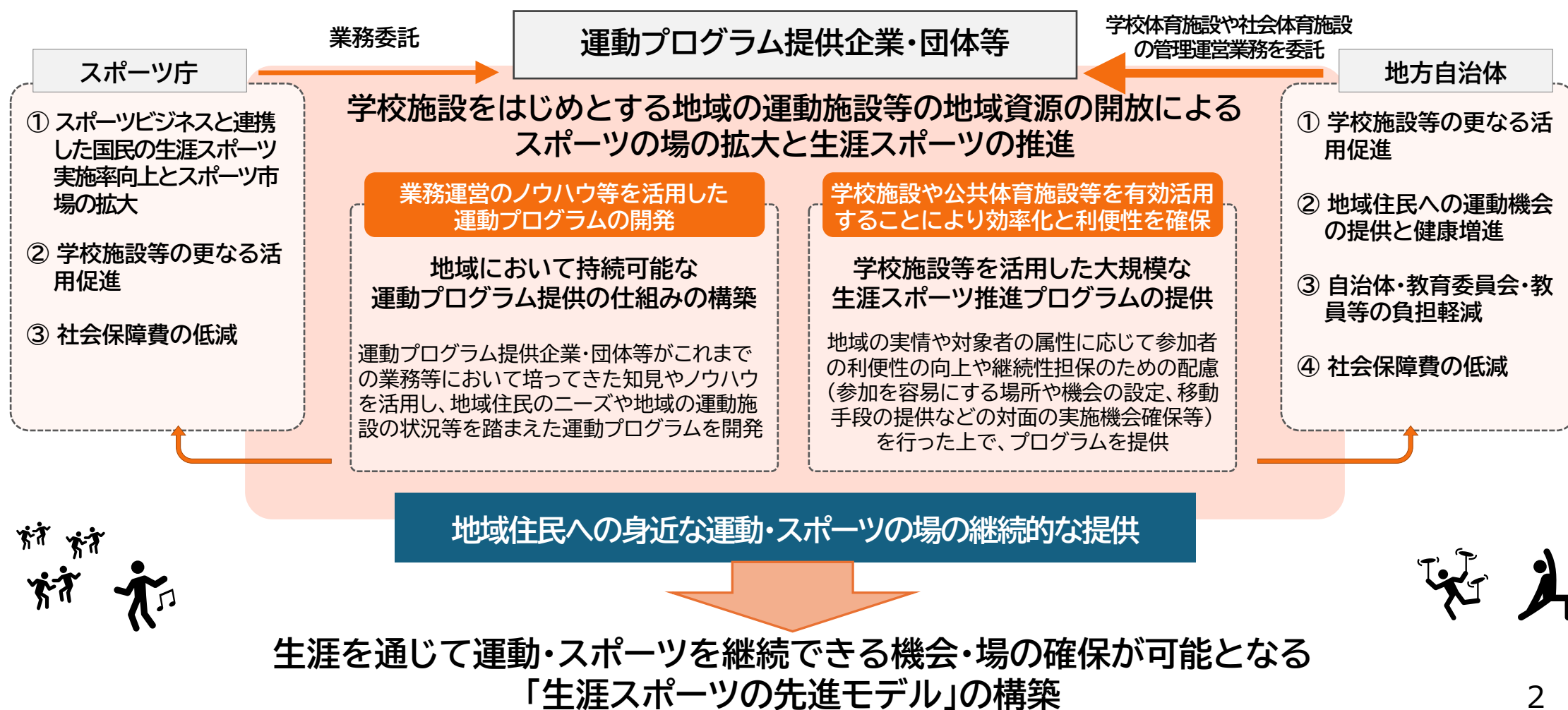


令和8年9月4日(金)
スポーツ庁健康スポーツ課

学校施設等を活用した生涯スポーツ推進のための 先進モデル構築事業

- フィットネス関連企業・団体が有する知見やノウハウを基に、対象者の属性と地域の状況に応じた地域住民に対する運動機会提供のための「生涯スポーツ推進プログラム」を開発。
- 地方自治体が所有する学校体育施設や社会体育施設の管理・運営を民間事業者へ委託し、事業者の所有施設と合わせて地域住民向けの運動機会提供の場としての活用を通じて、いつでもどこでも誰もが運動習慣を継続することが可能な環境を整備することで「生涯スポーツ」を促進するモデルを構築し、これを全国に普及していくことにより国民のスポーツ実施率の底上げを図る。

実施イメージ



1. 事業の実施方法

《事業の形式》

委託事業(総合評価落札方式)

《委託先》

民間企業・団体等

《予算規模》

120百万円×1件

《入札書受領期限》

令和8年9月16日(水)14時00分

《開札日時・場所》

令和8年10月13日(火)17時00分 文部科学省東館16階 16F3会議室

《事業期間》

契約開始日～令和9年3月31日

【留意事項①】

代理人による入札の場合は委任状の提出が必要となるが、委任状に氏名の記載漏れ、社名の誤り等があり参加資格を失うという事例が過去にあり。

【留意事項②】

落札したものの、入札金額の桁数誤りにより極めて僅少な額で事業を実施することになったという事例が過去にあり。

2. 事業の背景

- * 少子高齢化の進展とともに生じている人口減少は、地域における社会経済活動の担い手不足を引き起こしており、地方行政にも影響
- * 地域経済・社会の維持発展のためには、それを支える地域住民の心身の健康維持は必要不可欠であり、そのために運動・スポーツ機会を提供し続けることは地方行政にとっても重要な課題
- * 一方で、スポーツ実施状況は週1回以上の実施率が50%程度と不十分な現状にあるため、住民が身近で気軽に運動・スポーツを実施できる場の充実・提供が喫緊の課題であり、地域のスポーツ施設の更なる利活用が求められている
 - 学校体育施設については、統廃合による減少が進む中、地域住民の運動・スポーツ機会提供の場としての期待や重要性が高まっている等、求められる役割に変化が生じている一方で、従来からの教職員による管理・運営を中心とする体制や安全面への懸念等から、活用が十分とは言えない状況
 - 公共スポーツ施設等については、管理・運営における民間事業者の知見やノウハウの活用が進みつつある一方で、施設の老朽化に伴う維持管理費の上昇や、住民向けプログラムの提供内容等から、その有する価値を十分に発揮しているとは言えない状況

3. 事業の目的

- * 国と自治体とが相互に連携を図りつつ、民間事業者が有する運動プログラムや、参加者の取組継続の促進、運動・スポーツ施設の管理運営に係る知見やノウハウ等を活用することにより、学校体育施設（廃校を含む。）や公共スポーツ施設その他の地域のスポーツ施設のより効果的・効率的な利活用を推進し、地域住民がライフステージごとの運動・スポーツ実施の阻害要因を解消しつつ、身近な場所で生涯を通じて運動・スポーツを継続することを可能とするための機会を提供するとともに、当該プログラムの実施を通じた生涯スポーツを促進するためのモデルを構築
- * さらに、学校体育施設等の更なる利活用の推進や、自治体職員等の事務負担軽減を含む本プログラムの実施を通じて、地方自治体における学校体育施設等について、業務委託や指定管理者制度、PFIなどの外部リソースを活用した管理・運営手法の普及に向けた検討を加速化させ、当該モデルの全国展開を図ること

①学校施設

- ・ 学校体育施設の管理を外部委託(指定管理者制度、PFIの活用を含む)することにより、学校側の管理負担を軽減しつつ、民間のノウハウを活用した施設利用の最大化を図る
- ・ 民間のノウハウを活用した有料サービスを含む施設における地域住民向け運動関連サービスの充実
- ・ 管理運営を行う民間企業による収益の一部を施設のメンテナンスに充てることで自治体側の経費負担を軽減
- ・ 学校の統廃合により廃校となる学校の施設の有効活用(民間企業にゆだねることで自治体側の負担にならない形での施設管理・サービス提供を実現)

②公共スポーツ施設

- ・ 民間のノウハウを活用した有料サービスを含む施設における運動関連サービスの充実
- ・ 管理運営を行う民間企業による収益の一部を施設のメンテナンスに充てることで自治体側の経費負担を軽減

⇒ 民間事業者の知見やノウハウを活用、ビジネス化することにより継続性を担保

《主な取組内容》

(1) 会議の運営

- ・ 事業の実施方針や運動プログラムの検討、施設活用方策、事業成果のとりまとめ等を行うため、**5名以上の委員**で構成される会議体(=事業運営委員会)を設置・運営
- ・ 事業運営委員会は3回以上開催し、**5名の委員のうち2名は、組成する2つの地域分科会における公共スポーツ施設の管理運営に関する学識経験者**を充てる
- ・ **運動プログラム実施地域ごとに**、運動プログラムの内容や施設活用方策、管理運営の業務委託に関する課題の洗い出し等を行うため、**4名以上の委員**で構成される会議体(地域分科会)を設置・運営
- ・ 地域分科会はそれぞれ**3回以上開催**し、4名の委員には、公共スポーツ施設の管理運営に関する学識経験者、運動プログラム実施者、当該地方公共団体のスポーツ主管部局や学校施設の担当部局の職員等を充てる
- ・ 各会議は、**原則としてオンラインでの開催を想定**しているが、対面での開催を妨げるものではない

※ 申請段階では、委員候補の事前了承等は不要だが、技術提案書においては、委員候補を理由も含めて提案すること

(2) 運動プログラムの開発

- ・ スポーツ庁の事前の意向調査を経て参加意向表明を行った**2団体(①栃木県さくら市、②佐賀県)**が提示する**6つの施設全て**において、それぞれ**10回以上の試行と実証**を実施
- ・ プログラムの試行と合わせて、内容の充実や参加者の確保、プログラム継続率の向上、事業終了後のビジネスモデル化に必要な内容を明らかにするため、**地域課題や地域住民のニーズ**等に応じた付随サービスについても、**検討・試行**を実施

※ 申請段階では、プログラム開発等にあたり連携が必要となる企業・団体等の事前了承等は不要

(3) 外部リソースを活用した地域スポーツ施設の管理運営に向けた課題の整理

- ・ 学校体育施設や社会体育施設等の利活用状況、施設管理運営上の課題及び民間事業者との連携効果、地域住民のニーズ等を整理
- ・ 学校体育施設等の管理運営業務について、地方公共団体とも連携しつつ、**外部リソース活用の可能性及び課題を整理**するとともに、その**解決方策や地方公共団体への導入促進に向けた検討**を実施
- ・ 運動プログラム等の試行結果については、事業期間終了後のビジネスモデル化等の観点からも効果検証を実施することが望ましい

6. 今後のスケジュール(令和8年度)

